

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 177 回会合において、「側方衝突警報装置に係る協定規則（第 151 号）」等が新たに採択されたほか、「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第 110 号）」等の改訂が採択された。

また、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより運転することができる機能を認め最新技術を搭載する自動車が安全に市場投入されるための環境整備を行う。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

https://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar19.html

2. 改正の概要

(1) 保安基準及び細目告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両総重量 8 トン超の貨物自動車（被牽引自動車を除く。）には、協定規則第 151 号に規定された要件に適合した側方衝突警報装置を備えなければならないこととする。
- ② 現行は、専用の鍵でのみ施錠・解錠が認められているが、一定のセキュリティ対策がなされていることを確認したうえで、スマートフォン等を自動車の鍵として利用することにより、運転することができる機能を認めることとする。

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・ 型式指定の対象となる特定装置の種類に、側方衝突警報装置を追加する。
- ・ 協定規則第 151 号に基づき認定された側方衝突警報装置は、型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ・ 型式指定を受けたものとみなす特定装置のうち、灯火装置等について下記の通り当該装置に係る協定規則を 3 つに統合する。

協定規則第 148 号 (信号灯火に係る規則)	番号灯	方向指示器	車幅灯、尾灯
	制動灯、補助制動灯	(前後部) 上側端灯	後退灯
	低速走行時側方照射灯	後部霧灯	駐車灯
	昼間走行灯	側方灯	
協定規則第 149 号 (照射灯火に係る規則)	前部霧灯	前照灯	側方照射灯
協定規則第 150 号 (反射器に係る規則)	前部反射器	側方反射器	後部反射器
	停止表示器材	大型後部反射器	再帰反射材

- ・ 協定規則第 148 号に基づき認定された信号灯火、協定規則第 149 号に基づき認定された照射灯火及び協定規則第 150 号に基づき認定された反射器は、型式指定を受けたものとみなすこととする。
- ・ 協定規則 110 号が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。
- ・ 協定規則 10 号が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

特定装置としての側方衝突装置の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案してそれぞれ定める。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

- (1) ①の改正について、新型車は令和 4 年 5 月から、継続生産車は令和 6 年 5 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和元年 10 月 15 日

施 行：公布の日

側方衝突警報装置等新規採択に係るものにあつては令和元年 11 月 15 日